

滋賀県立自然公園条例

第24条

- 3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為または第3号に掲げる行為で森林の整備および保全を図るために行うものは、この限りでない。
- (1) 工作物を新築し、改築し、または増築すること。
 - (2) 木竹を伐採すること。
 - (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - (4) 鉱物を掘採し、または土石を採取すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 知事が指定する湖沼または湿原およびこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼もしくは湿原またはこれらに流水が流入する水域もしくは水路に汚水または廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (7) 広告物その他これに類する物を掲出し、もしくは設置し、または広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - (8) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、または貯蔵すること。
 - (9) 水面を埋め立て、または干拓すること。
 - (10) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。
 - (11) 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、または損傷すること。
 - (12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、または当該植物の種子をまくこと。
 - (13) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、もしくは殺傷し、または当該動物の卵を採取し、もしくは損傷すること。
 - (14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)
 - (15) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
 - (16) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

(17) 道路、広場、田、畑、牧場および宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬もしくは動力船を使用し、または航空機を着陸させること。

(18) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

4 知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。